

平成30年12月1日

各位

名古屋通関業会
名古屋海運貨物取扱業会
名古屋税関保税会

年末年始における輸出入通関手続きについてのお願い

拝啓 歳末のみぎり益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、輸出入通関に関する業務につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年の名古屋地区における年末年始の輸出入通関手続きにつきましては、この時期貨物の輻輳が予想され、また、申告書作成準備の関係もあり、下記により輸出入申告等を行うこととしましたので、何卒ご高承賜り、早期通関に一層のご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I 海上貨物

1. 輸出関係

12月28日(金)から翌年1月3日(木)までに船積みされる貨物並びに他港フィーダーされる貨物については

- (1) 輸出申告関係書類は、12月26日(水)正午までに取扱業者の手元までお届け願います。
- (2) 貨物については、12月27日(木)正午までに搬入方願います。

2. 輸入関係

12月28日(金)から翌年1月3日(木)までに引取りをする貨物についての輸入関係書類は、12月26日(水)午後5時までに取扱業者の手元までお届け願います。

II 航空貨物

1. 輸出関係

12月28日(金)から翌年1月3日(木)までに輸出される貨物並びに他港へフィーダーされる貨物については、輸出関係書類の手渡し並びに貨物の搬入は、12月27日(木)まで願います。

2. 輸入関係

12月28日(金)から翌年1月3日(木)までに引取りされる貨物についての輸入関係書類は、12月27日(木)正午までに取扱業者の手元までお届け願います。

III その他

万一書類の入手及び貨物の搬入遅延により、輸出入に支障を来たす様な事でもあれば甚だ遺憾に存じますので、上記諸点につき特にご高配の程、重ねてお願い申し上げます。

また、名古屋地区については、本関において12月29日(土)から翌年1月3日(木)(1月1日(火)を除く。)の08:30~17:00が開庁時間となり、輸出入申告手続きを行うことができます。ただし、中部空港税関支署にあっては、1月1日(火)も24時間開庁されます。

ご不明な点は、輸出入関係書類を取扱業者にお届けの際、ご相談下さい。

以上